

新宿区教育委員会会議録

平成29年第9回定例会

平成29年9月1日

新宿区教育委員会

平成29年第9回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成29年9月1日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 4時12分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 田 史 子
委 員	古 笛 恵 子	委 員	今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

日程第1 第35号議案 平成30年度新宿区立幼稚園の学級編成方針について

協議

- 1 新宿区教育ビジョンについて

報告

- 1 教員の勤務実態について（教育指導課長）
- 2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成28年度管理業務に係る事業評価について（教育支援課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○教育長 それでは、ただいまから平成29年新宿区教育委員会第9回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。

○羽原委員 はい、わかりました。

◎ 第35号議案 平成30年度 新宿区立幼稚園の学級編成方針について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第35号議案 平成30年度新宿区立幼稚園の学級編成方針について」を議題とします。

それでは、第35号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第35号議案 平成30年度新宿区立幼稚園の学級編成方針について御説明いたします。

まず全体といたしましては、昨年と同様の考え方となっております。

それではおめくりいただきまして、1の学級定員についてでございます。3歳児20名、4歳児、5歳児がそれぞれ30名でございます。

2の学級編成についてですが、まず3歳児の募集につきましては、募集園数は14園、14学級、募集人数は、各園20名でございます。

③のところでは、入園を希望する園に兄、または姉がいる幼児につきましては、一般入園希望者に優先して入園することができるという規定でございます。

また、④では、募集人数を超える応募があった場合は抽選を行い、落選した場合に補欠登録ができるという形の規定とその抹消に関する規定でございます。

⑤では、補欠登録したものについての入園の規定と、⑥で、3歳児の応募者が8名未満の園では学級編成は行わないという規定になっております。

(2)の4歳児の募集については、募集園数は3歳児と同じく14園、14学級で、募集人数につきましては、定員から進級児を除いた人数となっております。

③は、3歳児入園の際に補欠登録となった方について、補欠登録順に一般入園希望者に優先して入園することができるという第一優先枠の規定になっております。

裏面に移りまして、④では、兄、または姉がいる幼児を優先するというので、第2優先枠の規定でございます。第2優先枠の方は、先ほど申し上げました第1優先枠の方がいる場合は、その次からの順番となります。なお、兄弟姉妹の優先枠に収まらない申請者が1人もいた場合は、全員について抽選し、順位を決定するといった内容になっております。

⑤につきましては、応募者が募集人員を超える場合には、優先を受ける者を除いて抽選とすること。また補欠登録とその抹消についての規定でございます。

⑥については、補欠登録者の入園に関する規定となっております。

(3)の5歳児ですが、4歳児と同じく14園、14学級。募集人数は定員から進級児を除いた人数でございます。こちら③の募集人員を超える場合は優先を受ける者を除いて抽選となります。抽選で落選した者は抽選順位に従い補欠登録を行うという規定となっております。

また、④も補欠登録の入園に関する規定でございます。

(4)は、その他ございまして、①では、休園中の園は募集しないものとする。

また、②では、入園承認書発行日、確定日と呼んでおりますが、平成30年1月15日とすること。

③では、今後学級編成の方針の改正が必要と認められる状態が生じた場合は、新たに検討を行うことを規定してございます。

④では、進級児の考え方として、平成29年10月15日を基準日として、当該園に在園して進級を希望する者と規定したものでございます。

第35号議案の提案理由ですが、平成30年度の新宿区立幼稚園の園児募集に当たり、平成30年度の学級編成方針を定める必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第35号議案について、御意見、御質問はありますでしょうか。

従前からの変更点はなしということですが、いかがでしょうか。

では、私から。この方針で昨年度実施して、保護者の方々からの問題点の指摘等々はありましたか。

○学校運営課長 一部の幼稚園で、待機というか補欠になった園がございます。そちらが29年3月の時点で市谷、早稲田、戸塚第二、そして西戸山になっております。そういった中で、定員の部分につきましては、偏りはありますが、御意見をいただいております。3歳児保育の全園実施につきましては評価をいただいているところでございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。第35号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

◎ 協議1 新宿区教育ビジョン（素案）について

○教育長 次に、「協議1 新宿区教育ビジョン（素案）について」を議題とし協議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

○教育調整課長 本日の協議の内容について御説明いたします。

お手元の協議資料をごらんください。

教育ビジョンの策定に当たりましては、学校長の代表も入った検討会議を事務局内に設置し、本年4月の教育委員会において決定をいただきました新たな新宿区教育ビジョンの策定方針に基づき検討を進めてきたところでございます。このたび、新宿区教育ビジョン（素案）という形で別紙のとおり内容を取りまとめましたので、本日協議をお願いするものでございます。

1番の素案の内容につきましては後ほど御説明を申し上げますので、先に2番の素案の概要についてをごらんください。

(1)の目的・位置付けですが、この新宿区教育ビジョンは教育基本法第17条に定める教育振興基本計画として位置づけるもので、新宿区の目指す教育を実現するための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにし、区民にわかりやすくお示しをすることを目的にしております。

基本的な構成につきましては、先ほど御説明いたしました新たな新宿区教育ビジョンの策定方針に基づき新宿区の目指す教育として現行ビジョンで掲げている3つの柱をベースにしながら、各柱に関連する施策の主な考え方と方向性を示すとともに、10の施策と個別事業を体系的に整理したものでございます。

計画の期間といたしましては、平成30年度から39年度までの10年間として、個別事業については、この10年間で3年、3年、4年と3つに分けて期間を設定しております。

それでは、この後少しお時間をちょうだいしまして素案の内容について御説明したいと思います。

まず、表紙をおめくりいただきはじめにの部分でございます。

現在の新宿区教育ビジョンの策定から9年が経過し、この間の教育ビジョン、教育をめぐる社会状況の変化や新学習指導要領への対応などから、新たな教育ビジョンを策定するといった、策定の背景や必要性などについて、ここで述べております。

もう1枚おめくりいただきますと、目次がございます。ここでは、本ビジョン素案の全体構成をお示ししております。

最初に、新宿区教育委員会が掲げる教育目標があり、その後に教育の目標や施策の根本となる方針として区長が定めた教育大綱と続きます。

そして、そこから4章立てのつくりになっておりまして、第1章が、教育ビジョンの基本的な考え方として、ビジョンの目的・位置付けや、構成・期間などについてを記載しております。

第2章では、新宿区が目指すこれからの教育として、教育をめぐる現状と課題や、新宿区が目指す教育についてお示しをしております。

第3章では、3つの柱の実現に向けた今後の取り組みについて、施策の体系とともに、施策ごとに現状と課題、取り組みの方向性、個別事業の3構成で記載をしております。

最後に第4章ですが、教育ビジョンの推進に向けてとして、ビジョンに体系づけられた各施策や取り組みの点検・評価の実施や公表、また関係部局、関係機関との連携協力や国、東京都への要望などを位置づけております。

4ページの第1の内容につきましては、先ほど協議資料の2の概要で御説明したものとほぼ重複しますので割愛し、5ページの新宿区基本構想等との関係について御説明いたします。

教育ビジョンの策定に当たりましては、区のほうで、今回新たに策定される総合計画や実行計画との整合を図るとともに、施策や個別事業の推進に当たっては、子ども家庭部や福祉部等との十分な連携を図っていくこととしております。したがって、第3章のところで、個別事業の中箱書きの内容につきましては、今回の新宿区第1次実行計画素案と同様の記載となっております。

次に、8ページからの第2章をごらんください。

まず1の教育をめぐると現状と課題についてです。

8ページから13ページまでのところで、現行のビジョン、この中では第1期教育ビジョンと呼んでおりますが、その取り組みの状況につきまして、学校の中の取り組みだけでなく、家庭や地域に関係するものや、いじめや不登校、外国籍の子どもや貧困の連鎖など、子どもを取り巻く状況を含め、12の項目で振り返りを行っております。

そして、14ページから16ページのところでは、教育をめぐる近年の動向として、平成29年3月の学習指導要領の改定や子どもを取り巻く環境の変化、教員の長時間労働の状況改善など、学校現場における業務の適正化やオリンピック・パラリンピック教育の推進などを載せております。

17ページから20ページのところでは、新宿区の子どもたちの状況等としまして、14歳までの子どもたちの人口や小・中学校の児童・生徒数の推移と今後の推計、校種別の教員の経験年数の推移、そして、児童・生徒による授業評価や保護者アンケート、区民意識調査の結果などについて載せております。

21、22ページでは、教育をめぐる課題といたしまして、これまでの取り組み状況や、教育をめぐる近年の動向、新宿の子どもたちの状況等を踏まえ、新宿区の教育をめぐる現状と課題について、3つの柱の視点から整理をしております。

23ページから25ページまでは、3つの柱に示す教育及び教育環境の実現を目指し、各柱で施策の主な考え方と方向性と、方向性を受けての施策展開として施策ごとの取り組みの方向性を記載しております。

この取り組みの方向性の下に個別の事業がぶら下がってまいりますが、その全体の体系をお示しするのが第3章の28、29ページの施策体系となります。

第1期教育ビジョンでは、3つの柱のもと14の課題と27の基本施策、74の個別事業が位置づけられておりましたが、今期のビジョンでは、同じ3つの柱のもと、10の施策と27の取り組みの方向性、77の個別事業を位置づけております。

それでは、時間の都合もございまして第3章につきましては、施策ごとに取り組みの方向性と主な取り組みについてを御説明いたします。

まず30ページからの柱の1、施策1、確かな学力の向上です。

取り組みの方向性として2つ掲げております。子ども一人ひとりの学びの保証です。子ども一人ひとりの長所や強みを生かすという視点に立ち、全ての子どもたちの能力を最大限に伸ばす教育を実現するとともに、言語活動を重視した指導により、知的活動やコミュニケーショ

ン、感性、情緒の基盤である言語能力を高めてまいります。

2つ目の変化の激しい時代を生きる力の育成です。グローバルな視野を持ち、時代の変化を見極めながら自らの将来を切り拓く能力を高める教育の充実を図ってまいります。

主な取り組みといたしましては、34ページの6番、ICTを活用した英語教育の推進といたしまして、今回の学習指導要領の改定を踏まえ、全小学校にデジタル教材を導入し、英語に対する関心、意欲を高めるとともに、効果的、効率的な学習に結びつくよう活用してまいります。

35ページ、8番の英検チャレンジでは、生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるよう、英検受験を希望する区立中学校の原則として2年生を対象に受験にかかる費用を補助いたします。また合格に向けて英語の4つの技能の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげるものです。

続きまして、37ページ、施策2、豊かな心と健やかな体づくりです。

ここでの取り組みの方向性としては3つございます。

1つが、豊かな人間性と社会性を育む教育の充実です。豊かな人間性や社会性をはぐくみ命の大切性や他者に対する思いやりなどの心を養うとともに、キャリア教育の充実を図り、子どもたちが社会の一員であることの認識を深め郷土新宿に愛着を持って地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育成してまいります。

2つ目が、基礎体力の向上と健康な体づくりです。

スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取り組みを進めるとともに、学校、家庭、地域が連携して運動やスポーツに親しむ習慣や、意欲、能力を育成してまいります。

そして、3つ目の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした教育の推進では、東京2020大会の開催を契機として、全ての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供し、大会後もこれらの教育活動を継続、発展させてまいります。

主な取り組みといたしましては、40ページの13番、障害者理解教育の推進です。障害者スポーツの体験事業を引き続き実施するとともに、東京2020大会終了後も、障害への理解を深める教育を実施するため、学年を越えて活用できる教材を作成し、児童・生徒の心の成長を促してまいります。

また、16番の国際理解教育及び英語教育の推進では、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化が共存するまち新宿を支える人材の育成に向けてグローバルな関心を育む教育活動を支援し国際理解教育を推進してまいります。

続いて、47ページからの施策3、就学前から中学校までのつながりのある教育の推進です。こちらでは、4つの取り組みの方向性を掲げております。

1つ目が、幼児教育環境の充実です。教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視しながら、個々のニーズに応じた幼児教育、保育や子育て支援事業の利用の機会を提供してまいります。

2つ目は、幼稚園、保育園、子ども園の連携の推進です。

区立の幼稚園、保育園、子ども園が、それぞれのよさと特性を学び合い、保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について私立の幼稚園などにも働きかけてまいります。

3つ目は、就学前教育と小学校教育との連携です。

幼児教育、保育と小学校教育とのなめらかな接続のため指導及び支援の継続性を重視し、相互の教育と連続性についての共通理解を深めてまいります。

そして4つ目が、小中連携教育の推進です。

生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小・中学校の教員が授業を見合ったり、共同して授業を行うなど、相互交流一層の促進をはかるとともに、各教科の連携プログラムを活用し、効果的、効率的な学習内容の接続を図ります。

主な取り組みとしましては、50ページの26番、公私立幼稚園における幼児教育等の推進です。幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が連携のもと対応するとともに、区内の私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供していくための支援を行ってまいります。

次に、52ページからの柱の2、施策4、地域と連携・協働による教育の推進です。

ここでの取り組みの方向性といたしましては、2点ございます。

1つが、地域が参画する学校運営の充実です。地域協働学校運営協議会の取り組みを支援し、活動内容のさらなる充実を図るとともに、小・中学校間や近隣の学校間の連携を展開することで、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取り組みを推進してまいります。

2つ目が、新宿の多様な社会的資源を活用した教育活動としてスクール・コーディネーターと地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図るとともに、地域協働学校の取り組み等を活用したキャリア教育を推進し、区民、地域団体、企業や大学などとの連携・協働により、地域の資源を学習教材として積極的に活用してまいります。

主な取り組みといたしましては、55ページの32番、地域協働学校の充実です。

今年度、全ての小・中学校が地域協働学校となったことから、今後は各校の地域協働学校

運営協議会の取り組みを支援し、活動内容のさらなる充実を図るとともに、小中連携型地域協働学校の実施や、学校運営協議会と地域との連絡会の設置など、地域が一体となって子どもたちの成長を支援する取り組みを推進してまいります。

また、33番の学校評価の充実では、これまでの学校評価を継続しつつ、30年度から新たにモデル実施をする小中連携型地域協働学校に対する学校評価を実施してまいります。

続いて、59ページの施策5、家庭の教育力の向上支援です。

ここでの取り組みの方向性は2つです。

1つが、家庭の教育力向上のための支援の充実です。保護者が家庭教育の重要性を認識し、孤立することなく子育ての悩みを共有し合える学びの機会を提供するとともに、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援してまいります。

2つ目は、家庭教育を担う保護者同士の学びの支援として、子育ての悩みについて、保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有しあったりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTA活動への支援を充実してまいります。

主な取り組みといたしましては、61ページの38番、多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施です。時代の変化をとらえた家庭の教育力向上を図るため、家庭教育支援セミナーの実施や家庭教育ワークシートの配布・活用など、多様な形態による支援を実施してまいります。

続いて、63ページの施策6、生涯の学びを支える図書館の充実です。ここでの取り組みの方向性としては、2つです。

1つが、区民にやさしい知の拠点を目指した図書館の充実です。休館日の変更による利用機会の拡充に向けた検討を引き続き行うとともに、電子書籍等を含む魅力ある情報資源の整備に向けた検討を行い、一層利用され活用される図書館を実現してまいります。

2つ目は、子ども読書活動の推進といたしまして、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるよう家庭、地域、学校、行政が連携を図り子どもの読書活動の推進に取り組んでまいります。

主な取り組みといたしましては、65ページの41番、図書館利用機会の充実です。利用機会をさらに拡充するため、原則として年末年始を除きいずれかの図書館を利用できる毎日開館体制の構築を進めてまいります。

67ページの46番、学校図書館の充実では、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、引き続き学校図書館支援員を全校に配置し、読書活動の充実を図るとともに、平

成31年度には、全小学校の学校図書館を放課後等に開放し、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習などができる環境を整備してまいります。

続いて、68ページの施策7、子どもの安全の推進です。

ここでの取り組みの方向性といたしましては2つです。

1つが、安全教育の充実で、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身につけさせるとともに、安全で安心な社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ってまいります。

2つ目は、地域ぐるみの学校安全、学校防災体制の推進として、児童・生徒等の安全に関する課題について、学校、家庭、地域が共有するとともに、家庭や地域、関係機関などと連携・協働した安全・安心の取り組みを推進してまいります。

主な取り組みといたしましては、69ページの48番、安全教育の推進です。

安全教育の3つの領域である生活安全、交通安全、災害安全をバランスよく学習できるよう、各区立学校で学校安全計画により意図的、計画的な安全教育を実施してまいります。

次に、71ページ、柱の3、施策8、一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備です。

ここでの取り組みの方向性は5つございます。

1つ目は、いじめ、不登校等の防止で、各学校や教育センターにおける取り組みをより一層充実させ、不登校などの児童・生徒の出現ゼロを目指してまいります。

2つ目は、特別支援教育の推進として、子どもの将来を見据え、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持つとともに、他機関との連携を図りながら、適切な指導や支援を行うことのできる体制を整備してまいります。

3つ目は、外国籍等の子どもへの日本語サポート体制の充実です。日本語がわからない状態で転入してくる児童・生徒などが、学校になれ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導や必要な教科学習の支援を行ってまいります。

そして4つ目が、外国籍や障害のある子どもたちが学び合える交流です。

共生社会を担う子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや、外国にルーツを持つ子どもたちから、学び合うことのできる交流学习を進めてまいります。

最後、5つ目は、家庭環境にかかわらず豊かに学べる教育環境の整備です。

子どもたちが経済状態などの家庭環境にかかわらず、確かな学力や社会性を身につけることができるよう、放課後等学習支援や学校図書館の放課後開放を行うとともに、学業や進路など、教育上の悩みに対して専門家による相談体制を整えてまいります。

主な取り組みといたしましては、77ページの56番、特別支援教育の充実です。発達障害などが児童・生徒への適切な教育的支援を強化するため、特別支援教育推進委員を増員し、学級内指導体制を充実してまいります。

また、57番の中学校への特別支援教室の開設では、発達障害などがある生徒がそれぞれの障害の特性に応じた指導を在籍校で受けられるよう、平成31年度までに全中学校に特別支援教室を設置し、支援体制の充実を図ります。

続いて、83ページ、施策9、学校の教育力の強化です。

ここでの取り組みの方向性は3つです。

1つ目が、教員の質を高める学校運営です。校長、園長の裁量予算の一定額確保や、公募制などの人事権の拡充に向けた取り組みを進め、組織的で実行力のある学校運営や中長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動を展開してまいります。

2つ目は、教職員の勤務環境の改善として、学校だけでは解決困難な問題への対応に向け、外部の専門家や専門機関との連携を強化し、学校内外の人材を活用したチームとしての学校の実現を進めます。

また、教員の勤務実態調査を踏まえ、教員が業務に専念できる環境の整備や働き方の意識改革などの負担軽減策に取り組んでまいります。

そして3つ目が、教職員の資質能力の向上です。

新学習指導要領や新たな課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教員の資質能力の向上を図ります。

主な取り組みといたしましては、89ページの69番、部活動を支える環境の整備です。生徒の部活動を支えるために、国や都が示したガイドラインを踏まえ、区における部活動指導員のあり方など、環境の整備について検討を行うとともに、検討結果を踏まえ、平成31年度から部活動運営支援事業を実施するものです。

続いて、91ページの施策10、学校環境の整備充実です。

ここでの取り組みの方向性といたしましては2つです。

1つが、新しい教育課題に対応した魅力ある学校環境の整備です。学校施設の長寿命化のための予防保全や施設整備に向けた方針について検討し、計画的な整備を推進してまいります。

また、教育用ネットワークを効果的に活用し、新学習指導要領に対応した環境を整えるとともに、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。

2つ目は、将来を見据えた学校規模適正化と施設整備等の推進として、今後の未就学児童の増加や学校選択制度の見直し後の教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めてまいります。

主な取り組みといたしましては、93ページの75番、学校施設の改善です。児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時における避難所としての機能を向上させるため、学校のトイレを洋式化する改修を行ってまいります。

第3章の説明は以上となります。

それでは、協議資料にまたお戻りいただきまして、3の今後のスケジュールをごらんいただきたいと思います。

素案につきましては、本日の協議を経まして、10月5日の定例会に議案として提出をしてみたいと思います。そこでの御審議の上、決定をしていただきたいと考えております。その後、10月25日から区広報やホームページで周知を行い、あわせてパブリックコメントと地域説明会を記載の期間で実施してまいります。そして、いただいた御意見を踏まえ、1月の定例会にて最終案を協議し、2月の定例会で最終的に教育ビジョンを策定する予定となっております。

以上で、新宿区教育ビジョン素案についての説明を終了いたします。

○教育長 説明が終わりました。

それでは協議1について協議に入りますが、資料のページが多くございますので、まず協議の進め方について確認をさせていただきます。

本日の協議は、第1章から第4章までの章ごとに協議を進めたいと思います。なお第3章は内容が多くございますので、3つの柱ごとに協議を進めたいと思います。そして全ての章について協議終了後、各章で出た御意見などを踏まえて、素案全体についての協議の時間をとるよう進めていきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 それではそのように進めさせていただきます。

まず第1章について御意見、御質問のある方よろしくお願いをいたします。

これは総論になりますので、教育ビジョンの内容の協議に時間を使わせていただくということで次の章に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは、第1章の協議は終了いたします。

次に、第2章について、御意見、御質問のある方はどうぞよろしくお願いをいたします。いかがでしょうか。

○**今野委員** これまで、私たちも教育ビジョンの策定にかかわっていろいろと意見を言いながらつくってきたつもりですので、全般的なことで異論があるといったことはありません。ただ、改めて見ていて、少し思いついたことなどを少しお伺いしようと思います。11ページの⑧でいじめ、不登校などがあります。これは、今までの現状と課題のところに当たりますけれども、新宿区では以前から、いじめにしても、不登校にしても非常にきめ細かに対応をとってきております。それで、以前、教育指導課長からだったと思いますが、一層きめ細かな対応をしていきたいという話をした際、新宿区では、特別支援教育も一生懸命取り組んでいて、さまざまな成果がある。特別支援の場合には、一人ひとりの子どもに対応しての指導というのが大事で、個別指導計画の作成など丁寧に行っているけれども、それをいじめや不登校の指導に活用できるのではないかと。そういった指導方法についても十分研究をしたいし、少しずつ実践をしたいというようなことを言われていたことを思い出しました。そのあたり、指導の深まりといったものなどがあるのか教えていただければと思います。

○**教育指導課長** 現在、不登校、それからいじめ等につきましては、学校問題支援室で一人ひとりの状況について毎月学校から定期的に報告をいただいております。その中で、学校がどのようなアプローチをしているのか、そして保護者とどのような連絡をとっているのかというようなところを、不登校のお子さんなどについては細かく追跡をし、学校問題支援室のほうからも助言をさせていただいているという状況です。一人ひとり個別のファイルというような形で状況を細かく把握するような仕組みということで現在取り組みをさせていただいているところでございます。

○**教育長** よろしいでしょうか。

お子さん一人ひとりの個別の記録をつくっているということですね。

ほかに何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

○**菊池委員** 文章の表現になりますが、15ページの下から3行目です。「問題を抱える子どものほか障害や不登校、学習内容の未定着、日本語等の問題等」といった表現があるのですが、この後に、「日本語の能力の問題」という表現しているので、そちらのほうが適切だと思いました。

○**教育長** ありがとうございます。

○**教育調整課長** 御指摘ありがとうございます。後ほど御指摘の部分、確認をいたしまして文言については整理をさせていただきたいと思います。

○**菊池委員** それから、また、言葉の例ですけれども、21ページの教育をめぐる課題の一つ目

の丸印の2行目です。「また学んだこと活かして」とありますが、「学んだことを」ですね。

○教育長 ありがとうございます。

これは、「を」を加えてください。

先ほどのご指摘の「日本語の問題」という表現は、僕らはわかっていますが、文章にする
とわかりづらいですね。

○菊池委員 そうですね。「日本語の能力」だと思います。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、第2章についての協議を終了します。次に第3章の協議に入ります。先ほ
どご確認したように第3章のうちの柱の1の部分について、御意見、御質問等がございま
したらばお願いをいたします。

いかがでしょうか。柱の話ですから、施策は、「確かな学力の向上」、「豊かな心と健や
かな体づくり」、「就学前から中学校までのつながりのある教育の推進」、この3つの施策
の範囲中での御質問等があれば、よろしくお願ひいたします。

○菊池委員 何ページから何ページまでですか。

○教育長 ページで言うと33ページから51ページまでになります。

○菊池委員 では、37ページの注の44番、キャリア教育についてです。キャリア発達を促す教
育ということですが、このキャリア発達というのが、意味がよくわからないと思ったので
すが、こういった言い方はあるのでしょうか。

○教育指導課長 文部科学省では、キャリア教育の充実ということがうたわれておりまして、
その中では、キャリア発達を促すという表現があったと記憶しております。

○菊池委員 何かわかりにくいですね。

○教育指導課長 御指摘のように、区民の方が見たときに、この言葉がすぐさま理解できるか
という視点で、表現をもう一度確認させていただければと思います。

○教育長 「キャリア発達を促す」という記載はなくても、社会的・職業的自立に向けた態度
や能力を育てるということで趣旨は伝わると思います。

それでは、こちらの表現については宿題とさせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。どなたか。

○菊池委員 38ページの食育についてです。これは学校食育計画というものが策定されていて、
その中の6つの内容として括弧書きされています。これは変えられないと思いますが、食育

というものをどう考えるかという中で、「社会性」が入っていて、これはよくわからないなと思いました。私自身が食育というものの意図が実はよくわかってないなと思っているのですが、もう少しわかりやすいところと言えば、何でも食べられるようになるという、好き嫌いをつくらないというような、そういったことを食育と言うのかなと思ったのですがいかがでしょう。

○**教育指導課長** 学校食育計画につきましては、既にリーフレット等で6つのことについて触れております。社会性につきましては、食事のマナーや、食事を通じた人間関係形成能力を身につけるという視点で構成されているものとなっております。食に関する指導の内容としましては、一つの大切な要素としてとらえておまして、ここにも掲載をさせていただいております。

○**菊池委員** それは素晴らしい。

○**教育長** 自分だけで食べればいいというものではないということですね。

○**菊池委員** それに関連してもう一つ。感謝の気持ちについてどこかに記載がありましたよね。これは、僕はとてもいいなと思いました。子どもたちの情緒とか、道徳とかいろいろと出てくる中で、感謝という言葉はここにしか出てこないんですよね。感謝する心といったことは、ここでしか出てなくて、実はその前のページの37ページの「道徳教育の充実等により子どもたちの情緒性を豊かにし、生命を尊重する心や他者を思いやる心、規範意識等を醸成する」というようなところに、感謝する気持ちが入ってくれたらもっといいのではないかと思いました。感謝というのは、余りこうしたものには適さない言葉なのかとも思いましたが、いかがでしょう。

○**教育指導課長** 道徳教育のところにつきましては、幾つかの規範意識等というところで、まとめさせていただきまして、もちろん思いやりの気持ちだけではなく、相手に感謝をする気持ちということも含めていますが、文章全体の構成ではそこは表現がされてなかったというところがございます。

食育のところにつきましては、感謝の心というのが一つの要素となっております、食事を大事にし、食物の生産等にかかわる人々への感謝する心を持つというようなところを一つの視点としてここに挙げさせていただいているという内容になっております。

○**菊池委員** わかりました。

○**羽原委員** 食育というのは規定の文言ですか。

○**教育指導課長** 新宿区教育委員会で、これまでつくっておりました学校食育計画のところ

使っている6つの要素についての説明を行わせていただきました。

○羽原委員 変更が可能であれば、「食の重要性」としているものもあるので、「食の社会性」といったらわかりやすいのではと思いました。

○菊池委員 前置きがなく「社会性」ですからね。

○教育指導課長 学校食育計画につきましては、この表現をさまざまところで使わせていただいておりますので、できましたら本文の中で、それぞれの言葉について説明を加えさせていただくような方法をとらせていただけるとありがたいところがございます。

○教育長 計画で使用している文言なので、直せないということですよ。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○菊池委員 40ページの15番、キャリア教育の推進というところの2行目です。「社会的、職業的、自立的」となっていますが、「自立的」の「的」は要らないのではないかと思います。社会的、職業、自立に必要なと、前の文章ではそう書いてありましたが。

○教育長 事務局いかがでしょう。

○教育調整課長 この表現については、中身を確認して必要がなければ修正をさせていただくということで、まずは確認をさせてください。

○菊池委員 お願いします。

○教育長 では、よろしくをお願いします。

第1章、柱の1についてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

お諮りします。ここで、休憩を入れさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 暫時休憩をさせていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

午後 2時48分休憩

午後 2時49分再開

○教育長 再開をさせていただきたいと思います。

柱の1は終わりましたので柱の2のところでご発言があればよろしく願いいたします。

それでは、私から。この間の皆さんとのやりとりの中で出てきていますけれども、学校図書館の充実です。

今モデル的に放課後開放しています。数字的なことではなく、印象的でいいので、どのように運営がされていて、子どもたちの反応などを教えていただければと思います。

○教育支援課長 学校図書館の放課後等開放についてでございます。こちら今年度4月からモ

デル実施ということで、現在、5校で実施しています。それぞれ時間など、若干運用が異なるところがございますが、放課後の時間に放課後子どもひろばと連携しながら、1時間半程度の開放をしております。

最初は、なかなか周知が行き届かなかったところもございまして、少ない人数の利用でスタートしました。しかしながら、夏休み前には多い学校では月間で100名程度の利用があるということで、一定の利用が図られてきたと考えております。

そういった中で、放課後子どもひろばのスタッフが子どもたちに声をかけて、図書館に案内をして利用するといったことを行っていますが、読書活動をしたり、勉強をしたりといったことが報告されております。

もちろん、放課後子どもひろば以外のお子さんの利用もあり、非常に読書活動に効果的である、または自ら勉強する場所として、今後さらに発展が望めるのではないかと考えております。

○教育長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○今野委員 学校図書館を使った調べ学習、これは多分これからアクティブラーニングだとか、探究的な学習とかという中ではとても大事な活動になってくると思います。先日、学芸大に調べ学習の教材モデルのようなものをいろいろ集めて、サイトに載せているという取り組みがあって、とても便利がいいという記事を見たのを今思い出しました。そういった図書館を活用した調べ学習についても、成果が上がった教材や、あるいは実践例みたいなものを新宿区や、先生方のグループで研究していただけると一番いいのではと思います。そういうようなことも支援していただくといいかなと思いましたので、申し上げました。

○教育長 先生方の研究の中にそういうことも入れて蓄積をしてもらおうと、子どもたちに対する指導も行きわたるのではないかと御趣旨だと思います。どうぞよろしく願いいたします。

ほかにご意見などはございますでしょうか。

○菊田委員 先ほど、今野委員からいじめについての個別記録があるのかというお話が出ましたけれども、同じく日本語の指導、日本語に不自由のあるお子さんについては、そういった記録のようなものはあるのでしょうか。個別の教育支援計画ですとか、個別の指導計画というのは、学年をおって引き継ぎのために必要なものと考えていますけれども、日本語の指導のお子さんたちにはそういったものはあるのでしょうか。

○**教育支援課長** ただいま、外国にルーツを持つ児童等の日本語の指導についての記録等があるかという御質問いただきました。これについては、例えば、現在区内に日本語の指導のための教員の可配校や、それから日本語学級のある学校等ございますが、こういった学校におきましては、指導の記録のようなものをつくりまして、きちんと計画的に指導するとともに、引き継ぎができるような体制を整えております。

○**菊田委員** それは、担任の先生とも相互に交流ができる、情報交換ができるというような形になっているのでしょうか。

○**教育支援課長** そうですね。教員とも常時連携をとっておりますので、そういうところでも活用しながら、指導をしているところでございます。

○**菊田委員** ありがとうございます。

○**教育長** とても大事なことだと思います。30時間、70時間、100時間と指導が終わり、教室に戻ってからの日本語の獲得状況等とも含めて、いろいろな先生が共有できるような記録の作成について教育支援課でよく研究してもらい、精度を上げるように今でもやっていらっしゃると思っております。精度は上げるようにしていただければありがたいなと思っておりますので引き続きよろしく申し上げます。

○**菊田委員** 特別支援のお子さんの個別の指導計画ですとか、個別の教育支援計画については、作成することが徹底されているはずですが、今後は、学習障害のお子さんなどをしっかり支えていく体制ができていくと思いますが、その場合は、通常の学級における個別の指導計画なり、支援計画なりが必要になるかと思えます。それは、学年を追うごとに担任の先生がかわるときに、必要な引き継ぎの情報ですので、作成しなければならないと思いますが、なかなかまだ先生方が通常の学級における合理的配慮になれていらっしゃるというところもあります。支援員をつけるのであれば、そういった資料をつくらなければならないという認識があるかもしれませんが、支援員をつけない場合に、そういう資料をつくらなければならないという認識が、もしかして薄いかもしれないなと少し感じています。その辺については、どもような状況なのかお聞かせください。

○**教育支援課長** 今、委員御指摘のとおり、そういった個別の指導が必要な児童、ニーズのある児童や生徒に対しましては、個別の指導計画等をつくるようにということで取り組みを進めているところでございます。

今回のビジョンの中でも、ただいまおっしゃっていただいたような個別の指導計画であるとか、あるいは小学校に上がる際の就学支援シート等、こういったものの活用を進めるため

に、まず保護者の皆様への周知、それから教員についての理解啓発という視点でも、取り組みを強化していきたいと考えているところでございます。

そういった中で、我々としても、指導を尽くしているところでございますが、教員の意識のより一層の向上が必要な部分であろうかと思っておりますので、今後も力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

○菊田委員 ぜひそこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今、就学支援シートのお話が出ましたけれども、就学支援シートというのは、例えば、就学援助は全員のお子さんにシートが配られて、そして全員返していただくことになっていますよね。就学支援シートは全員のお子さんにお配りになりますか、それとも必要なお子さんだけが使うというような形になっていますか。

○教育支援課長 就学支援シートにつきましては、入学の御案内等を差し上げる際に、就学支援シートについて、どういった目的で、どういった内容を記載して、どういった使い方がされるかといった御案内をお配りしております。その上で、個別に必要性を御理解いただいた保護者の方にシートを書いていただく方法をとっております。

シートについては、学校に用意をして、お配りをするほかに、今年度からホームページからダウンロードをしていただいて、お書きいただけるようにしており、より利便性を向上させたいと考えております。

○菊田委員 ということは、全員にお配りしているわけではなくて、必要と考えた人が手を挙げて、それをもらいにいく、あるいはダウンロードするという形になりますよね。少し、それだとハードルが高いかもしれないという感じがします。自分の子どもに障害があるのかわからないのかもよくわからないというぐらひの不安を抱えている親御さんにとっては、それをくださいということこそ勇気が要ると思ひますので、ぜひ全員に配れる、配布できるシステムになったらいいなと思ひます。

○羽原委員 それは、就学支援シートを採用するとき、全員に配るのか問題のある場合に配るのかというのは議論になりました。それで、全員だとなかなか難しい、徹底しにくいということもあって、必要だという人にはもちろんあげる。それから幼稚園、保育園、子ども園はおしなべていく。そういうような特定にならざるを得ないというような議論をしたことがあります。僕は最初は全員に配布すると思ひて聞いていましたが、そうではないということが徐々にわかってきて、そこまでは一気にはできないというような経過がありました。

○教育長 わかりました。

それでは、過去の経緯もあるようなので、議事録等々残っていると思いますし、当時、議論をされた教育委員もいらっしゃるのでよく話を聞いていただければと思います。自分の子どもに障害があるのかもしれないと言いに行くのはなかなか難しいという御趣旨だと思います。どのようなことができるか、ダウンロードできるだけでも随分違うとは思いますが、よく相談をしていただければと思います。

○教育支援課長 検討させていただきたいと思います。

○教育長 それと、過去に議論があったとすると、そのことについての整理が要るかもしれません。

○教育支援課長 わかりました。

○教育長 よろしいでしょうか。

○菊田委員 はい。

○教育長 では、第4章の協議に入りたいと思います。第4章の協議について、何か御質問等ありましたらば。

御質問等がないようでしたら、第4章を終了させていただいて、今までの議論を含めて、全体を通しての教育ビジョンについての素案についての何か御意見等があれば。

○羽原委員 僕は個別の問題は数十項目について、意見を述べてきたので今日は一切触れないでほぼ了解しているという前提であまり発言をしませんでしたが、僕はこのビジョンが10年間ということ、10年というのはそう簡単なことではないと思っています。必ずしもこれで10年いいのかなという感じもあって、とすれば、修正の時期というのはどういうタイミングに、どういうときにするのかを教えていただきたい。

○教育調整課長 御指摘のように、教育ビジョンは、今後10年間を計画期間として位置づけているものでございます。第3章の中で、個別の事業に関しましては、それぞれこの10年間を、3年、3年、4年という期間で区切りまして、それぞれ見直しのタイミングを設けてまいります。つまり、この計画自体が区の実行計画との整合を図るという視点を持っておりまして、それぞれ区の実行計画におきましても3年、3年、4年という期間でそれぞれの事業の見直しを行っていくということがございます。その機会にあわせましてこの教育ビジョンの中の個別計画につきましましては、見直しをしてみたいと、このように考えているところでございます。

○羽原委員 僕は、例えば、最初のところに人工知能の進化が挙げられている。僕は進化という言葉はプラス志向になるけれども、人工知能というものは、マイナス面を帯びてくること

もある。変化というのはそういうものだと思います。全部プラスで進むわけではなくて、かなり必要なことを落としていく。例えば電子頭脳的なことも、今学力検査で記述能力が欠けるとか、それから思考能力が衰える、伸びない、という問題は、僕はやっぱりある意味で本を読まないというようなことから来ていると思っています。それから本を読まなければ文章が書きにくくなるという。機械に依存していいのか、漢字を引けば電子辞書ですぐ出てくる。だから難しい漢字は覚えなくも何とかやっていける。僕なんかも完全にそうになっていますけれども。そういった変化を進化だというところでとらえ過ぎていると、これはよくないと思う。

この前、チームとティームで直してもらいました。ティームなんて誰も使わないですよ。文部科学省が使うから使うというような考え方は、僕は杓子定規でちょっとおかしいと思う。同じように変化というものを進化とばかり受け取るような感じが教育ビジョンにあると、マイナスに行ったときのブレーキとか、変更とか、これができることがないといけない思います。

例えば、戦争というものがいいか悪いか、いいという。北朝鮮に向けて戦争を考えると、やむを得ない、いいというものになってしまうわけですが、次第にね。戦前はそうだった。だから、そういう時代背景を受けた変化というものを、どこでチェックするか、どこで変更するか。変更する姿勢が乏しいと、それが教育として定着すると、小学校1年生は中学生になる、小学校6年生は高校に入る、大学へ向かう、みたいな、これは教育の非常に怖い側面だと思います。僕は、北朝鮮の教育はおかしいと思っているけれども、しかし戦前の天皇を中心とした軍と官僚のつくってきた社会、それから五人組制度とか、そういうことから言えば、北朝鮮の国情というのは戦前の日本とある意味で非常に酷似しているところもあるわけです。それと一緒に論ずることはよくないが、つまり10年というスパンをどういう形で確認しながら、反省しながら行くかという、この姿勢がどこかにないとリスクな側面が出てくるのではないかなと、そのことは最後に一言言っておきたい。

○教育長 私も感想的に言うと、でき過ぎているぐらいしっかりでき上がっているので、新しいことが出てきても、この中での理屈で対応できてしまいます。でも、そういうことをやっていくと真摯に物事を考えるという姿勢が事務局側から落ちてしまうと、何でもこれで大丈夫といった話になってしまいます。だからこそ、羽原委員が言うように怖いのだと思います。これで行ければいいという話は怖いので。しかし、考え方を見直すチャンスは必ずあって、事業の見直しとともに組み込んで行くということが必要だろうというのが羽原委員の御指摘

だと思います。何か事務局のほうで考えがあれば。

○**教育調整課長** 御指摘ありがとうございます。時代の変化が必ずしもプラス面だけではなくマイナス面もあるという側面も踏まえながら、先ほど個別事業につきましては、計画期間3年、3年、4年で見直しを図るということを申し上げました。毎年度点検評価を実施しますが、この教育ビジョンの中身についても行ってまいります。そういった中でいただいた御意見なども踏まえて、またその状況、時代が大きく変化するような中においては、教育ビジョンの前提となるものが変わってくるということも考えられます。そういった場面が参りましたら、その都度また教育委員の皆様にもそういったものを御提示させていただきまして、一緒に考えていければと思っております。ありがとうございました。

○**教育長** 全体を通してほかに何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしければ教育ビジョンについては終了させていただきたいと思えます。

この間、教育ビジョンについては、各先生方には細部にわたり読み込んでいただきありがとうございました。おかげで10月5日に、素案として提案できるめどが立ったかなと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

◆ **報告1 教員の勤務調査について**

◆ **報告2 新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成28年度管理業務に係る事業評価について**

○**教育長** 次に、事務局から報告を受けます。報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行いたいと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

○**教育指導課長** それでは、報告としまして私から教員の勤務実態調査について報告をさせていただきます。

お手元の報告の1の資料をご覧ください。

本年6月末から7月に実施した教員の勤務実態調査について、その結果について御報告させていただきます。

まず1枚目、1ページ目になりますが、調査の概要ですが、調査日程は、平成29年6月26日から7月2日の7日間で実施いたしました。ただし中学校はこの時期定期考査を実施しておりましたので、部活動がない状況でした。そこで1週間ずらし、中学校のみ平成29年7月

3日から7月9日の7日間で実施いたしました。

調査の規模といたしましては、校長・園長、副校長・副園長は全員を調査対象としました。教諭につきましては、小学校3校、中学校2校、特別支援学校1校、幼稚園3園を学校規模、地域バランスを考慮してサンプル校として抽出し、実施いたしました。

調査対象者数は、校長・園長、副校長・副園長が合計85名、教諭は135名、合計220名となっております。

なお、勤務時間についてですが、サンプル校における勤務時間の多くは8時15分から16時45分となっております。途中45分の休憩時間を含むものとなっております。また、一部の学校では、8時10分から16時40分、特別支援学校は8時30分から17時という勤務時間となっております。

調査結果について見ていきますと、一週間当たりの学内における実労働時間につきましては、表にまとめさせていただいたとおりの結果となりました。

小学校の校長が58時間42分、副校長が68時間35分、教諭が57時間53分。中学校が、校長56時間27分、副校長が68時間43分、教諭が64時間22分となっております。

右側の欄に本年4月に公表されました文部科学省の勤務実態調査の結果を合わせて掲載しております。

また、本区の特別支援学校の教諭につきましては56時間05分、幼稚園は50時間05分という結果でございました。

特別支援学校、幼稚園の管理職につきましては、数が少ない関係でここでは省略をさせていただきます。

それでは、調査結果についてですが、今回の調査については、まず①番の教諭につきましては、主幹教諭、主幹養護教諭、指導教諭、主任教諭など再任用のフルタイムまで含む内容となっております。

それから②番にありますように、学校内におけるこの結果は実働の勤務時間となっております。学校外、主に自宅での授業準備等は含まれておりません。

そして、③番目、この算出方法につきましてはですが、平日の平均勤務時間、平日の1日当たりの平均勤務時間を5倍し、そこに土日の平均勤務時間を2倍して算出しているものとなっております。

これは、例えば平日に1日年休を取得しているような場合には、その日を除いて残りの4日間の平均を算出いたします。その平均値を4倍して平日のもの、同じように休日もその人

の休日の状況を1日当たりを出して、それを2倍したもの、それらを合計しているということで計算をさせていただいた結果となっております。

それから、④番目になりますが、国のほうの調査結果を参考までに掲載させていただいておりますが、国では、調査の回答時間としまして、小学校が64分、中学校が66分を一律に差し引いております。本区の調査結果では、この処理はしてございません。回答時間を差し引いてない結果となっております。

そして、最後、一週間当たりの本区の教員の正規の勤務時間につきましては38時間45分となっております。1日当たり7時間45分の勤務となっております。

小学校、中学校の状況は、平成29年4月に公表された文部科学省の結果と同様な傾向を示すものとなりました。

続いて、2ページをごらんください。

こちらは1週間当たりの学区内における実働勤務時間の実態の分布についてのものです。ここでは、校長・園長、それから副校長・副園長、学内における実際の分布について示させていただいております。

算出方法といたしましては、出勤から退勤までの時間、そこから休憩時間を差し引き、土日を含む1週間の合計の分布となっております。

結果をご覧くださいますと、校長・園長は50から55時間未満のところ、副校長・副園長は70から75時間未満の部分、教諭は50から55時間未満というところが最も多い結果となっております。

続きまして、3ページをごらんください。

こちらは、出勤時間の分布をあらわしたものとなっております。職層ごとに各時間帯に出勤した者を曜日別にあらわしたものとなっております。校長・園長につきましては7時30分から7時59分、副校長・副園長につきましては7時から7時29分、教諭は7時30分から7時59分の時間帯に出勤する割合が高い結果となりました。

続いて、4ページをごらんください。

こちらは、数字が細かくて大変恐縮ですが、職層ごとに各時間帯に退勤した者を曜日別に表したものとなっております。校長・園長につきましては17時から17時29分が最も多く、続いて18時から18時29分が大きな山となっております。副校長・副園長につきましては20時から20時29分が最も多く、次に21時30分から21時59分のところに大きな山がございます。教諭につきましては17時から17時29分が最も多く、次は19時から19時29分という分布となっております。

りました。

続いて、5ページをごらんください。

ここは、学校外、主に自宅における業務時間を職層別に表したものとなっております。今回の調査期間におきましては、平日におきまして約22%、5分の1を少し超える割合に当たる教諭、教員が学校外、主に自宅で授業準備等を行っているという現状がございました。

続いて、6ページをごらんください。

6ページは、部活動に従事している時間ということであらわしてみました。こちらは、部活動に従事している時間、中学校のみの職層別に示させていただいたものとなっております。部活動の平日、5日間の合計は3時間と4時間30分と回答したものが多く、休日、土日につきましては、合計で4時間というところが多い結果となりました。

続いて、7ページをごらんください。

(7)では、教員の働き方の例として3つほど示させていただきました。今回、アンケート調査でそれぞれの働き方について記述があったものですが、その内容から大体どのように仕事をしながら教員が生活をしているかというところの内容となっております。

まず①ですが、早い時間に出勤する教員の例としまして、毎日6時30分に出勤し、学年・学級経営、授業準備の業務を行っていました。そして、17時30分ごろ退勤することが多く、この方は学校外での業務はありませんでした。

続いて②の方は、遅い時間に退勤する教員の例としまして、毎日7時45分に出勤していました。この日は、16時から生徒会指導、その後授業の準備、その後成績処理の業務を行い、21時30分に退勤いたしました。この方の休日の出勤はありません。

そして、③、学校外で業務が多い教員の例です。

毎日8時ごろ出勤しておりました。週に何回か定時で退勤をされています。学校外、自宅におきまして土日も含め、授業準備を毎日2時間程度を行い、休日の出勤はありません。

このように、教員が個々の事情や自らの仕事の効率性を考えて、早朝出勤や自宅での業務推移など、それぞれに工夫している実態が出てきておりました。

次に、(8)です。これまでの区の取り組みが業務の効率化及び削減に寄与しているかどうか意識調査をとらせていただきました。それぞれ校長の結果が7ページ、そして最後のページになりますが副校長と教諭の結果となっております。区のほうで導入しましたICTの導入、それからサポートスタッフの配置及び活用、校務支援システムの活用、これらについて質問をさせていただきました。

なお、ここに言葉の意味をつけさせていただきましたが、一つは、サポートスタッフというのは、学習指導支援員、区費講師など、正規教員以外の教育活動を支援する人材のことです。

そして、もう一つが、校務支援システムとなっておりますが、この校務支援システムというのは、教員個々にメール、スケジュール管理、それから掲示板の機能がございまして、校内だけではなく、学校間、教育委員会と学校との情報のやりとり、また共有ができる仕組みとなっております。またこの校務支援システムには、通知表の作成、成績処理や出席の管理などの機能もついているものとなっております。

結果としましては、肯定的にとらえているところは、管理職の評価は非常に高いものとなっております。教諭につきましては、それぞれ評価が分かれるところではありますが、今回抽出した学校には、一定数新宿以外から転入した教員もおります。実施した時期は、6月の末ということではあるのですが、このあたりの機能についての理解が十分ではないということも予測される部分ではあります。結果としましては、管理職は非常にこのあたりの区の取り組みについて高い評価をいただいておりますが、教諭のほうはまだまだ評価が分かれているというのが今回の結果から出てきた現状となっております。

今後につきましては、これらの結果につきまして、校長・園長、副校長・副園長会等で結果について説明をさせていただきたいと思っております。

また、これから区のほうで対応策を考える際には、学校の声を直接聞く機会というものを大事にしていく必要があるかと考えております。校長、副校長等を交えて、学校がこれから働き方改革をする際にどのようなところに力を入れてほしいのか、そういった声を直接聞く機会をうまくとりながら、学校と一緒に進めてまいりたいと考えております。

私からの報告は以上となります。

○教育支援課長 では、続きまして報告の2、新宿区立女神湖高原学園指定管理者の平成28年度管理業務に係る事業評価について御報告をいさせていただきます。

お配りした資料の確認でございます。まず全体の報告資料、それから別紙1としまして事業評価の概要をまとめたもの、3つ目が、事業評価の報告書、最後に参考といたしまして事業評価に関する要綱をおつけしております。

それでは、まず1枚目の資料をごらんください。

事業評価の目的でございます。こちらの事業評価でございますが、ここに記載のとおり、指定管理者が実施した管理業務等につきまして、協定書等に基づき適正に行われていたか、

また施設の設置目的に沿って適正に運営し、施設利用者へのサービス向上がなされたかなどの点から検証することを目的といたしまして、毎年度指定管理施設について実施をしているものでございます。

なお、評価は公平を期すために外部委員を含め第三者の目で評価を行っております。

そして、この評定結果につきましては、今後の管理業務に反映し、よりよいサービスの提供することを目的としまして、指定管理者に通知をすることといたしております。

評価対象でございますが、施設名は冒頭に申し上げました新宿区立女神湖高学園でございます。

指定管理者は、株式会社フジランドとなっております。

現在、指定管理の2期目でございます。現在の期間が平成25年度からということで、平成28年度が4年目となっております。

続きまして、事業評価委員会の構成でございます。今回、6名の評価委員によりまして評価をいただいております。

ここで、事業報告書、事業評価報告書の4ページをごらんいただければと思います。

こちらに状況評価者として3番、事業評価の概要として、具体的な評価者を載せさせていただいております。この女神湖高原学園につきましては、平成27年度の末、昨年2月でございますが業務が一部仕様どおりに履行されていなかったといったことがございまして、施設の管理体制等につきまして、平成28年度の当初に大きく見直しをして、強化をしたところがございます。その一環といたしまして、委員の構成につきましても、それまでは教育委員会の幹部職員も入っておりますが、これを見直しました。区の他部署のそれぞれ専門的な知見を有する管理職、また小学校長、中学校長等を委員として、4名体制としているところがございます。なお、管理職につきましては、多くの指定管理業務を所管している生涯学習・スポーツ課長、それから同施設の管理について専門的な知見を有する施設課長に入っております。また外部委員としましては、スクール・コーディネーターが1名、公認会計士が1名ということで、こちらの6名で評価をいただいたところがございます。

評価につきましては、平成29年8月7日、午前10時から午後2時30分まで、女神湖高原学園に評価委員の皆様においでいただきまして、現地の視察等もしていただいた上で、評価をいただいたところがございます。

次に5番としまして、評価結果を記載させていただいております。

先ほど申し上げましたとおり、平成28年度から施設の管理業務の履行を徹底するために、指定管理者による年間計画の作成、本部による監査、それから我々教育委員会事務局による計画の共有と履行の確認、それから指定管理者も外部の監査を独自に入れる等、さまざまな取り組みをしてきたところでございます。

こういった取り組みの結果、評価として記載がございますが、施設設備の管理に関すること等も含めまして、事業に関することが2.8でございますが、全体として3.0、全体評価としては3、良ということで評価をいただいているところでございます。

ここで評価の点数のつけ方について、御説明をさせていただきます。事業評価報告書の5ページをごらんいただければと思います。

こちら1枚目の評価結果の表を、さらに詳細に各委員の点数等を載せたものでございます。評価の方法といたしましては、AからFまで、6名の評価委員の方いらっしゃいますが、この6名が個別評価の観点、1番の施設の運営に関することから、5番の事業に関することまで、それぞれ4段階で評価をしていただくということをまず第1段階として行います。この1から4までの評価につきましては、このページの一番下に記載がございますが、1が課題あり、2が適当、求められる水準を満たしている。3が良、4が優良となっております。これらを個別に項目ごとにつけていきますが、最後に、各委員に総合評価を出していただきます。この総合評価につきましては、これは、個別評価の平均ということではなく、こういった個別評価も参考にしながら、施設の管理運営業務全体を見て、それぞれの委員の方に改めて評価点をいただくという方法となっております。この6名の委員の皆様は総合評価を出していただきまして、これを平均してまいります。今回は、6名の委員の総合評価が3の方が5名、それから4の方が1名いらっしゃいまして、総合評価の平均が3.2となっております。

ここでまたページの一番下をご覧ください。最終的には全体評価につきましては、この平均点が1.0以上の場合は1、1.5以上の場合は2、2.5以上の場合は3、3.5以上の場合は4というふうに、あらかじめ定めておりますので、総合評価の平均が3.2でございましたので、今回の全体評価は3（良）ということになっております。

続きまして、評価の概要について御説明を差し上げたいと思います。

別紙1に評価でいただいた所見等の概要をまとめておりますので、こちらをご覧くださいながら、御説明差し上げたいと思います。

まず施設の運営に関するところでございます。

まず学校利用者、こちらが前年実績に対して266名の増となっております。これは、平成

28年度から夏季施設の実施を女神湖高原学園に一本化したということがございまして、これによる増があったものと考えております。こういった増がございましたが、学校アンケートの結果等も考え合わせまして、こちら適切に受け入れまして、学習機会を提供することができたものと評価をいただいております。

一方で、一般利用者、こちらにつきましては、前年実績に対して282名の減となっております。全体的には6,600名という目標を達成することができておりません。これについての分析でございますが、先ほど申し上げました夏季施設が女神湖高原学園に一本化した、また、英語キャンプを実施していたといったことがございました。夏季には、こういった行事が入っていないときは、学校棟も一般利用に供していますが、そういった枠が減ってしまったということも影響していると考えております。

その他に職員体制、職員教育、緊急時の対応、区との連絡調整、それから労働環境家運の確保等、こういった項目につきましてはおおむね適切に行われたと評価をいただいております。

次に、2番、利用・サービスに関することでございます。

こちらにつきましては、学校アンケートにおきましても、事前の利用調整から始まりまして、その場の状況に応じた丁寧な対応を評価する意見が多く、適切に行われたといった評価をいただいております。

また、利用者サービスにつきましても、一般利用につきましても、利用者サービスのアンケート等から対応・接遇について、良好に行われたものといった評価をいただいております。

一方ということで記載をしておりますが、学校利用時におけるアレルギー対応等について、一部改善を求める御意見もいただいております。これは、先ほど申し上げましたとおり、利用については事前調整等を行っております、その中でアレルギーについても、最初にメニューをお示しして、それを御家庭に配布して、アレルギーがある場合はお申し出をいただいて、代替メニューを提供する。それを御確認いただいた上で当日に望むということで、きめ細かに対応をしております、この部分については、学校からも御評価をいただいております。しかしながら、実際の配膳の際に一部、幸いに事前に気がつき、アレルギーが起こるといことはなかったのですが、配膳を誤ってしまいそうなことがあったということで、ここにつきましては、学校のほうに御協力もいただきながら、チェック体制を強化すると、既に改善を図っているところでございます。

続きまして、3の施設・設備に関するところでございます。

ここは、冒頭申し上げました、平成27年度の施設管理業務における一部不履行の再発防止策をさまざま定めてまいりました。この履行がしっかりと確認されているかといったことに重点を置いて評価をいただいたところでございます。そういった施設の管理業務の実施をしたという履行を証明する書類、こういったもの等も毎月我々も確認をしているところでございますが、改めて評価の皆様にも御確認をいただきまして、28年度につきましては、施設管理業務が適切に履行されているといった評価をいただいたところでございます。

最後に、施設の維持・管理等について、簡易補修や、日常的な清掃を継続的に行っていくことを求めますということで、さらに、今後も努力していくべきといった御意見をいただいているところでございます。

次、4番、管理運営経費に関するところでございます。

こちら、3の評価をいただいておりますが、おおむね適正な会計処理が行われていたといった評価をいただいております。

また、収支計画に掲げた目標の達成に向けて施策やイベントの実施について、さらなる工夫が必要だといったことで御意見もいただいているところでございます。

次に、5、事業に関するところでございます。

まず、学校利用につきましては、女神湖高原学園の提供している体験学習等のさまざまなプログラム、これにつきましては、現地の指導員や従業員の対応等、雨天時の緊急対応等も含めまして高く評価をいただいているところでございます。

一方で、バスツアーにつきましては、計画をしながらも、催行人数に達しなくて実施をしなかったバスツアー等もございました。より一層の向上に向けた集客努力の期待をしますという御意見をいただいているところでございます。今年度指定管理者としても取り組みを進めていると同時に、我々教育委員会といたしましても、現在、区内の大学や専門学校等、また、町会等について、改めて女神湖高原学園の利用を周知するような調整をさせていただいておるところでございます。今後さらなる稼働力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、指定管理事業評価の概要でございます。ただいま申し上げましたとおり28年度につきましては、おおむね良好ということで評価をいただいておりますが、幾つか御意見等もいただいておりますので、今後もさらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○教育長 説明は終わりました。

まず、報告1について御意見、御質問のある方よろしくお願ひいたします。

○羽原委員 例えば、中学校の先生の64時間22分、土日を除くと、土日をどのぐらい減らせばいいですか。5日間の勤務時間を考えるときに。4時間引けばいいのでしょうか。掛ける2だから、理解できなかった。

○教育長 64時間のうちの5日間の勤務時間がどのぐらいかということでしょうか。

○羽原委員 そうです。

○教育指導課長 ここの結果につきましては、1週間分をまとめたものとなっております。

○羽原委員 つまり、通常の勤務の1日の労働時間が法定の時間と、実態の時間がどうなのかということを知りたい。1日当たりの。

○教育長 それは、3ページの教諭のところで見ると、ここら辺が多くの教員の勤務時間ではないでしょうか。ここら辺が勤務実態として、毎日8時ぐらいまでは残っているのではないのでしょうか。

○羽原委員 だから、1日何時間働いているかという、これを計算しなければ、僕らにとっては分かりづらい。

○教育長 1日3時間は残っていますよね。

○教育指導課長 今回、国の調査と比較するということで、同じような形で集計させていただきましたので、1週間の勤務時間となっております。今、羽原委員から御指摘いただきました平日のみのところにつきましては、今回の資料には掲載がされておられません。

○羽原委員 つまり、1日8時間労働でしょう、基本的には。それに対して実際は1日の労働時間がどれくらいかという、ごく単純化した数値が知りたいわけですよ。

週に64時間働いているということが、土日が入っていると一般の勤労者とは違うわけです。

○教育指導課長 今回のところでは、1週間分ということで計上させていただいておりますので、1週間、平日5日間の数字につきましては、改めて御提示させていただきたいと思えます。今、この段階では個々に土日の勤務状況も違いますので、改めて平日のみというところでのデータにつきましては御用意させていただきたいと思えます。

○羽原委員 つまり、これだと一般的に言えば、38時間45分ということからすると、これだけ多いということではわかるけれども。1日の労働というものはどういうものなのかを、ごく簡単に知りたいわけですよ、単純化して。つまり一般の人が理解できるようなイメージの数値として知りたい。今すぐでなくていいけれども。つまりそうじゃないと、みんな換算して

みようと思うわけですよ。一般の指導者はね。教員は一般的な労働概念と違う部分もあるが、もう少し簡単に言えばという、一般のイメージに比較ができるようなものがどうしても欲しい。

○菊池委員 羽原先生のおっしゃる意味は分かりますが、労働基準安全法というのがあって、1週間の超過勤務が何時間であるかというのが問われています。月何時間以上だと、これは過労死レベルとか、そういう判断があるので、恐らくそれを見据えた調査をされたと思います。1日何時間働いているかというのももちろん大事だと思いますが、休日出勤も加えた上で超過勤務が何時間であるかというのをとらえて、一端は、そのデータが必要であったと、私は理解しています。それで、教員が週何時間、月何時間の超過勤務をしたかということで、一般の会社員の労働安全基準局の言うところの週50時間とか、100時間にどこまで抵触しているのかを見てみたいということだったのかなと私は理解しました。

○羽原委員 それは、菊池先生の意見だけれども、僕は一般的な勤労者の実態から対比できるような数値が欲しいということです。

僕は、法的に、これが維持できるとかできないとかということを知っているわけではない。一般の人が、簡単に言うとどのぐらい大変なのかなということを知ることができるような数値が欲しいということです。

○教育長 わかりました。単純化する際ですが、部活動での休日の時間含めてよろしいでしょうか。

○羽原委員 とりあえずそれは別の問題でしょう。

○教育長 それでは、含めないということで。

○羽原委員 5日間、通常の授業の時間として労働しているわけだから。それがどうかということですよ。

○教育長 そういった時間は出せますか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 分かりました。

○羽原委員 出ますよね。出なければおかしいと思います。

それと、もう一つは、これはこれでいいですよ、もう一回調査されるから。

20時間超過という意味を、どう受け取るかというのが社会一般の感じ方だと思うんです。それに対して、教育委員会がどういう説明をできるのか。仕方がないということも1つの選択だけれども、仕方がないというのはカリキュラムがこれだけになってくれば仕方がない、

夏休みも返上せざるを得ないとか、いろいろな労働環境の変化というものはあると思いますよ。それはわかっているんです。だけど具体的に言うと労働時間を減らすというのは、どここの段階で、どう減らすか、どう改革していくかという、これがむしろ重要だと思います。一般の人は、先生は夏休みには休んでいるのではと言うような人も結構いるわけです。そうではないという実態を説明しながら、どう大変なのかということをごく身近な労働環境というものを示して、たくさん給料もらっているのだからいいじゃないかという人もいるだろう。しかし、授業内容にどういう影響があるかということは、かなり単純化した数値の説明で示していかないと一般の人にわかりにくいと思います。だから、これはかなりかみ砕いた5日間の、こういう労働時間で、こうなんですよと。それに伴ってこういう条件、こういう作業、こういうものが付随してくる、だから大変なんだという説明をきちんとする責任があると思う。電通とか新聞社とか、特定の企業は、それぞれ裁量的な時間もつくとか、いろいろなことがあります。また、工場などは、超過勤務に時間幾ら払うとか、そういう計算で労働を維持していくわけです、一般的には。ただ、先生の場合は、それがなかなか難しいから、どういうふうにわかってもらおうかということが非常に難しい。その難しさを理解してもらえる方向での説明がこれから必要になってくると思います。僕は、文科省はやっと腰を上げたぐらいに思っていますけれども。でも上げないよりははるかにいいから、上げた以上は、どうすれば労働環境が改善できるかというその1点から考えないと、その数値だけで納得という問題では済まないと思っている。かなりハードな仕事をしている人たちからすれば、これは普通じゃないのと、将来病気しないでくれよと言う人もいます。財務官僚は厳しい労働環境にあるから、方針を決める部分にはそういう意識があると思うけれども。しかし、それでは世の中通らないから、なるべく一般的、庶民的な感覚のところでもうこうなんですよと、特殊業務だからどうしても仕方がないという部分もあるんですよとか、何か説得できるような説明をしなければいけないだろうと、僕はそう思っています。だからそういうわかりやすさということ、できるだけ示してほしいと思っています。その数字がわかりやすい数字が出てきたら、それからどうするかということで、第2段階目に入ってくる。その場合は国の方針とか、都の方針とかいろいろあると思いますけれども、だけど一般の人が理解できないような数字の説明はナンセンスですよ、本当に。大変な労働に従事している人も結構いますし、時給幾らというような世界もあります。それをどちらにも説明できるようなものが必要ではないかと僕は思います。法的に時間がこうだからこうだということで済ませてはいかんと、労働の実態というのは。

- 菊池委員 第一歩ですよ。第一歩が始まった。
- 羽原委員 今ごろ第一歩ということでは遅いです。ここまで来たんだから次をどうするかということを言っているわけです。
- 教育長 とりあえず実態が、例えば、毎日月曜から金曜でどうなのかというのは、作業を試みてください。
- 教育指導課長 はい。
- 羽原委員 僕は文句を言っているわけではないですよ、応援しています。先生方の労働実態がどうで、どうすれば改善できるかということへ導いていくプロセスとして、非常に数字は大事なんですよ。だけれどもわかりにくい数字だと宙に浮いてしまう。そういうことを言っている。
- 今野委員 この数字からすると、1日8時間のところを4時間ぐらい残業してという感じでしょうか。
- 羽原委員 ここ一応一計算をしました、自分なりには。だけれども、どこから計算してみても何の意味もないから事務局でしっかりとした計算をしてほしい。
- 教育長 1日の平均にすると3時間ぐらいでしょう。
- 羽原委員 3時間だと通勤時間というものもあるでしょう。そうすると自分の時間というものがどうとれるかということにもかかわってくる。
- 教育長 通勤時間など実態を出してほしいということでしょうか。
- 羽原委員 社会で通用するような考え方で提示していただかなければいけないということをおっしゃっているんです。校長によっては、うちは定時にみんな帰っていますというが、これは特殊例です。だから、こういう数字が出ている以上は、この数字をもとにして、わかりやすく説明する方法を考えなければならない。
- 教育長 とにかく実態を見ていかないといけませんね。
ほかに何か御質問等があればお伺いしますが、よろしいでしょうか。
1日の勤務時間が出てきたときにまた議論ということになるかと思いますけれども。
次に、報告2について御意見、御質問のある方はよろしくお願ひいたします。
- 羽原委員 この報告自体はよくわかります。
利用者や子どもたちの好感度はいいわけですよ。
その上で、事業というか、採算性の問題、これは委託業者の責任の部分と、それから事業主体の教育委員会の責任の部分。目標に対して90数%まで行っているから、頑張っていると

言えるけれども、空き具合からすると、まだ目標は上げる必要もあるだろうし、工夫も必要だろうと。目標をもう少し高くということになると、現状はかなり低い。

この間僕が聞いたのは、落合の商店街の人がまとめて入ってくれたという話だった。だけれども、僕のところの町内会は全然知りもしない。僕が町内会長に説明しても、女神湖というそんない施設があるのかというような話で、そういったアピールという責任はどこにあるのか。業者にあるのか、教育委員会にあるのか、その責任によって果たすべき作業内容が変わってくると思います。

○教育支援課長 御意見ありがとうございます。

ただいま、採算性、あるいは稼働率を向上の責任ということで御意見をいただきました。この施設、言うまでもなく税金を投入して設置されたものでございまして、その設置目的としては、児童や生徒に学習の機会を提供する、あるいは区民の皆様に生涯学習の機会を提供するといったことを目標として設置しているものでございます。

こういった施設の設置目的をしっかりと達成し、区民の皆様に学習の機会を提供するという事で考えれば、やはり我々教育委員会としても稼働率の向上に取り組んでいくべきものと考えております。そういった観点から、先ほども少し申し述べさせていただきましたが、我々としても、町内会の皆様、余り御存じないといったこともおっしゃっていただきましたが、さらに、さまざま働きかけるなど、広報の工夫等もしていきながら、稼働率の向上ができればと考えているところでございます。

○羽原委員 つまり、教育委員会としてそういうアピールはするということでしょうか。

○教育支援課長 はい。

○羽原委員 責任はあるということですね。

これはなぜかという、僕が教育委員になって間もないところに同じことを言っています。バス旅行が導入されるなどの改善もありましたが、町内会や商店街、高齢者団体とか、スポーツ競技団体といったところに紙を配るぐらいのことをしないとだめ。しかし、そういうのは、まず見たこともないし、配られてもいない。こういう施設があって、このぐらいの金額で、こうしたことができるということをもう少し一生懸命アピールしたほうがいいのではないかと。あれだけもったいないぐらいの施設を抱えていながら、若干閑散としているところもある。稼げとまでは言わないが、運営にかかる負担を軽減するのは、税金上から言っても重要な仕事だと思います。施設をつくったら後はどんどん経費がかかるというのが行政の実態、一般的な状態だけれども、そのまま許容してはいかんと思う。教育委員になった

ときに初めて女神湖の施設を泊まりがけで見せてもらって、そのときにも、そういう話をしたけれども、チラシなど見たこともない。本当にやるのであればチラシをつくるくらいなんてことない。少しお金がかかっても、本当に責任を果たすという意味で、行政がやらなければならぬと僕は思います。褒めているんですよ。誤解しないでください。

○菊池委員 関連でよろしいですか。

僕も、それは本当に思っていました。学校棟の一般利用の目標が14.4%というのがありますよね。それで、14.4%に対して達成率が90.6%、それから区民棟のほうが、目標が34.4%で、それに対する達成率が92.7%ですよね。それで、最初の目標の14.4%とか、34.4%というのは、どういった数字なんだろうかとずっと感じていました。いい機会なので、質問させていただきたい。

○教育支援課長 まず稼働率の目標の設定でございます。これは、先ほど申し上げましたとおり、現在はフジランドが指定管理者として2期目の指定管理期間に入っています。その前にもう1社別の指定管理者が入っていたことがございまして、施設の通算で3期目の4年目となっております。こういった中で、以前の稼働率等も踏まえながら、さまざまな広報、集客努力等をしながら上げていくということで、この指定管理者の事業の提案の際に過去の実績を踏まえて設定してきた目標でございます。これがどのくらい達成できたのかということが、先ほどおっしゃっていただいた96%という数字でございます。

あともう一つ、先ほど羽原委員からも御指摘いただいた周知の方法、まさに、我々としても今後さまざまな工夫をする必要があると考えております。先ほども少し述べさせていただきましたが、現在、例えば大学や専門学校、こういったところにも連絡を取らせていただいて、御説明に上がったり、あるいはパンフレットを置かせていただいたりということも御相談差し上げているところでございます。先ほど区民の皆様にもチラシを配ってはどうかといったような御意見等もいただいたところでございますが、そういったことも含めまして、今後、周知でどういった工夫ができるのか、我々としても取り組んでまいりたいと考えております。

○菊池委員 今、答えていただいた、目標が14.4%というのは、過去の実績を踏まえてということですが、実績が余りにも低かった場合に、それを100として14.4%とか、34.4%といった目標設定をしていいのかと感じましたが、それはいかがでしょうか。実績を踏まえてというところが、少し気になります。ホテルなどでは、よく知りませんが、50%とかそのぐらいはあるのではないのでしょうか。

○教育支援課長 今回、目標に対しての達成率としては90数%ということですが、そもそもの稼働率という部分でまだ考慮していく余地があると考えております。ここについても、先ほどからいただいているような御意見等十分踏まえながら、今後も努力してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○教育長 努力するということです。

ほかに何か。

○今野委員 学校棟のほうは少し人数が増えたということによかったと思います。ただ、本当は自然体験活動はいろいろな側面で子どもたちに有益なものなので、もっともっと利用してもらいたいという思いがあります。時々学校のほうからは、若い教員の経験がないとか、自然が苦手だということも聞くものですから、教員の中にもそういった苦手を克服して、むしろ部活では、部活に熱心に取り組まれる先生もたくさんいるという話をよく聞きますけれども、自然体験のリーダー的な先生が何人かいてくれるようになってくるといいなと思っています。そういう意味では、今でもやられていると思いますけれども教員に対する研修もぜひ力を入れていただければと思いました。

それから、一般の方についてはどうも広報、宣伝が十分ではないのではと思います。それに加えて、今回の場合もバスツアーを計画したけれども定員に満たなくてできなかったものがあるということですが、ただ区の施設がとてもいいからというだけではなかなか選んでくれないのかもしれないかもしれません。女神湖は、森があって、鳥がたくさんいて、昆虫もいてと、自然のコンテンツはたくさんあるので、区民に魅力的に見えるようなプログラムというのは内容の面で考えられているのか、もしそうでなければ、そこを強化するというのも一つかなと思いましたが、いかがでしょう。

○教育支援課長 前段の、自然体験のリーダーとなるような教員については、なかなかまだ育成されていないところです。しかし、学校での活動をする中で、教員も興味を持つといった体験を積んでおりますので、今後も学校の意見等も踏まえながら、自然体験の指導ができるように教員が体験をする機会を与えていければと思っております。

それから、一般の方に対する自然体験のようなプログラムでございますが、これについても指定管理者のほうで近隣の案内等のプログラムを用意しているところでございますが、先ほど来から御意見をいただいているとおりまだこういった周知について、向上させていかなければいけない部分があると思っております。

実は、現在、指定管理期間が今年度に5年目に入っております、新たな指定管理者の提

案を現在受けつけているところでございます。そういった中で、魅力的な提案を受けながら、また我々からも提案をしながら、あるいは先ほどから申し上げているような教育委員会として取り組めることについても、しっかりと取り組んでいながら、今後、利用が拡大していければと考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、他に御意見なければ、報告事項を終了させていただきたいと思います。

◆ 報告3 その他

○教育長 他に何か報告はございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会は、以上で終了し、閉会といたします。

午後 4時12分閉会